

事業者登録規約（住宅省エネ 2023 キャンペーン） 新旧対照表

以下、赤字部分が改正箇所となります。

改正後	改正前
<p data-bbox="376 608 965 635">事業者登録規約（住宅省エネ 2023 キャンペーン）</p> <p data-bbox="248 703 539 730">第1条～第12条（略）</p> <p data-bbox="248 799 904 826">第13条 住宅省エネ 2024 キャンペーンへの参加申告</p> <p data-bbox="248 850 1099 1313">1. 本事務局等は、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が令和5年度補正予算に基づき創設される次に掲げる事業（以下、「住宅省エネ 2024 キャンペーン」という。）にも参加することを希望するであろうと想定し、住宅省エネ支援事業者が本キャンペーンにおける住宅省エネ支援事業者と同様の責任と役割を担う事業者（以下、「住宅省エネ支援事業者(2024)」という。）として登録する手続きを円滑に行えるようにするため、次項以下に定めるところに従い、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が住宅省エネ 2024 キャンペーンに参加することを希望し、その旨の申告（以下、「参加申告」という。）を国に対して行ったものとみなすものとします。</p> <p data-bbox="277 1334 1099 1409">①質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）（国土交通省）</p>	<p data-bbox="1256 608 1845 635">事業者登録規約（住宅省エネ 2023 キャンペーン）</p> <p data-bbox="1131 703 1422 730">第1条～第12条（略）</p> <p data-bbox="1144 799 1218 826">（新設）</p>

②断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業
(環境省)

③高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費
補助金(経済産業省)

④既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)

住宅省エネ2024キャンペーンには、①の事業並びに①と一体的な運用
が検討される②、③及び④の事業が含まれます。

2. 住宅省エネ2024キャンペーンに参加を希望しない住宅省エネ支援
事業者は、本事務局等が別途定める期限までに、本キャンペーンの住
宅省エネポータルから参加申告を取り下げることができます。

3. 本事務局等は、参加申告を行った住宅省エネ支援事業者が、登録時
に提出した情報(提出後の変更を含む)及び振込口座の情報について、
住宅省エネ2024キャンペーンの管轄官庁に提供します。なお、当該情
報の提供が行われた場合でも、住宅省エネ2024キャンペーンのいず
れかまたは全部の事業に交付申請を行う際には、当該事業の事務事業
者が定める方法により、住宅省エネ支援事業者(2024)としての登録を
完了しなければなりません。